

生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、LED照明及びグリーン購入法「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の12-1照明器具、12-2ランプのそれぞれの判断基準を満たす高効率照明（以下「LED照明等」という。）の普及を促進し、もって電力使用量の削減及び地球温暖化防止に寄与するとともに市民に対する省エネルギー等の環境意識の向上を図るため、市内の共同住宅（店舗商業施設を兼ねた共同住宅を含む。以下「共同住宅」という。）にLED照明等を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月15日生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助金の交付対象者が、共同住宅の共用部分（これに相当するものとして市が認める部分を含む。）に設置された従来型蛍光灯等を未使用のLED照明等に変更すること。
- (2) 第9条第2項の規定による補助金交付決定の通知がされた日が属する年度の末日までに第11条に規定する完了報告書を提出すること。
- (3) 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が、1万円以上であること。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、補助対象事業の実施において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生駒市内の自ら所有する共同住宅にLED照明等を設置する者
- (2) 生駒市内の分譲共同住宅にLED照明等を設置する分譲共同住宅の管理組合の代表者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付対象者とならない。

- (1) 市税を滞納している者（前項第1号の場合に限る。）（納期限が到来していない市税について、市に対し分割納付の誓約をしている者を含む。）

- (2) 補助対象事業について、生駒市から他の補助金の交付を受けている者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、LED照明等に係る機器本体及び部材購入費並びに設置に係る費用の合計とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の1に相当する額（当該金額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、200戸以上の共同住宅は50万円、200戸未満の共同住宅は25万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、補助金交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額する。

3 補助金の交付は、1の共同住宅につき、1会計年度1回を限度とする。

（申請書の受付期間等）

第6条 補助金の交付申請の受付期間は、令和元年5月15日から翌年2月28日までとする。

2 補助金の交付申請の受付は、先着順に行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)

は、設置工事に着手する前に生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付申請書(様式第1号)及び次の各号に掲げる添付図書を市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓書(様式第2号)(申請者が法人でない管理組合の場合は不要。)

(2) 申請に係る不動産登記事項証明書

(3) 交付申請者が個人で市外に居住している場合は、住民票

(4) 交付申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書(3ヶ月以内に発行のもの。)

(5) 交付申請者が法人でない管理組合の場合は、管理規約の写し

(6) 機器設置に要する経費の内訳が記載された見積書の写し

(7) 設置予定機器の形状、規格等が分かる資料

(8) 設置予定箇所の位置図

(9) 設置工事着手前の現況カラー写真

(10) 交付申請者が管理組合の場合は、補助対象事業の実施に係る議決書又はこれに代わるものの写し

(11) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、直接持参の方法によるものとする。

(事務の代行)

第8条 交付申請者は、補助金の交付に係る事務手続を第三者に代行させることができるものとする。

(交付又は不交付の決定)

第9条 市長は、第7条の規定による補助金の交付申請があった場合は、

その内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により不交付と決定した場合は、生駒市共同住宅共用部LED化補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、交付申請者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業を中止しようとするときは、事前に共同住宅共用部LED化補助金交付変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、申請金額を増額することはできない。

2 市長は、前項の補助金交付変更申請があったときは、その変更内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、共同住宅共用部LED化補助金交付変更承認通知書(様式第6号)により交付決定者に通知する。

(完了報告)

第11条 交付決定者は、設置を完了したときは、設置完了の日又は補助対象経費を支払い、領収書を取得した日のいずれか遅い日から起算して30日以内に共同住宅共用部LED化完了報告書(様式第7号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 設置に係る契約書の写し
- (3) 設置後完成カラー写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する完了報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定者に対し、共同住宅共用部LED化補助金交付額確定通知書(様式第8号)により通知する。

(補助金の請求)

第13条 交付申請者は、前条の規定による通知を受けた場合は、生駒市共同住宅共用部LED化補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の請求書の提出があった場合は、30日以内に補助金を交付するものとする。

(管理)

第15条 補助金の交付を受けた者は、当該設置機器をその法定耐用年数の期間中、適正に管理しなければならない。

(協力)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる事項について協力を求めることができる。

(1) 市及び本市が関与する団体等の地球温暖化防止に関する取組への参加

(2) その他市長が必要と認める事項

(確認及び検査)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、当該設置機器の使用状況、帳簿、書類その他の必要な事項について確認し、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消)

第18条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。

(3) 第13条の規定に基づく補助金の請求を市長が定める日までに行わないとき。

(4) 前2条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行し、令和2年3月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日以降もなおその効力を有する。